

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 消費税の簡易課税制度

**Q** : 私は、会社の経理を担当することになったのですが、消費税の簡易課税制度の適用要件について教えてください。

**A** : 課税期間の前々事業年度の課税売上高が2億円以下で、事前に届出書を提出しておく必要があります。

#### 【解説】

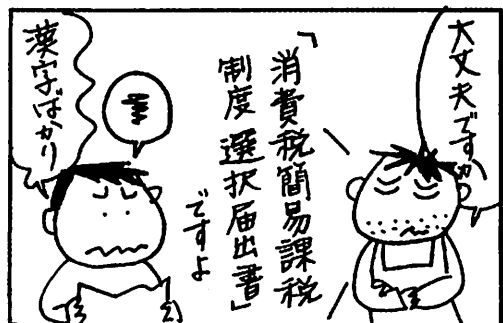
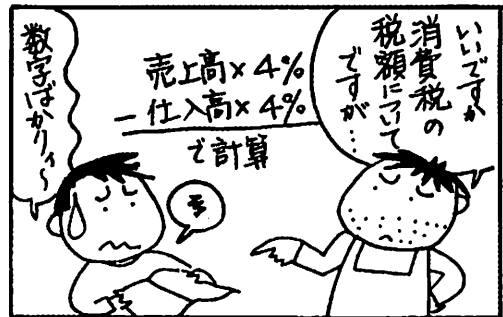
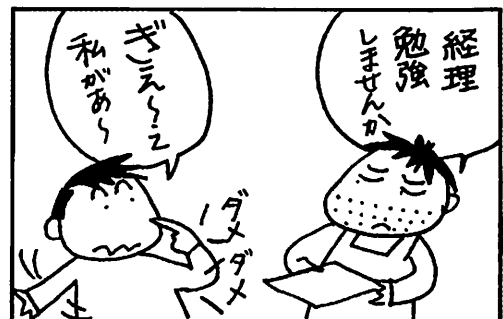
消費税の税額は、通常、課税売上高×4% - 課税仕入高×4%で計算しますが、簡易課税制度とは、控除される課税仕入れの税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするというもので、この一定割合をみなし仕入率といます。

したがって、簡易課税制度を適用すれば、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

みなし仕入率は次のとおりとなっています。

- ① 第一種事業（卸売業）……………90%
- ② 第二種事業（小売業）……………80%
- ③ 第三種事業（製造業等）……………70%
- ④ 第四種事業（その他の事業）…60%
- ⑤ 第五種事業（サービス業等）…50%

簡易課税制度の適用を受けるためには、課税事業者の基準期間における課税売上高が2億円以下であること、原則として、適用を受けたい課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署長に提出していること、といった要件を満たす必要があります。



KIMIYO.I